

**東近江市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市の指定
管理者の指定につき議決を求めることについて**

東近江市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市	滋賀県東近江市池庄町610番地 公益財団法人東近江市地域振興 事業団	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

提案理由

東近江市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。